

資料編

資料目次

資料編

(総論)

- 資料 1-1 : 消費者委員会の権限規定について…………… 20 ページ
- 資料 1-2 : 第 7 次消費者委員会委員名簿…………… 21 ページ
- 資料 1-3 : 第 7 次消費者委員会審議体制 (令和 4 年 8 月末時点) 22 ページ
- 資料 1-4 : 部会・専門調査会等委員名簿…………… 23 ページ
- 資料 1-5 : 第 7 次消費者委員会開催実績…………… 29 ページ

(基本計画関連)

- 資料 2-1-1 : 消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けての意見…………… 32 ページ
- 資料 2-1-2 : 消費者基本計画工程表の改定素案 (令和 4 年 3 月) に対する意見 …………… 40 ページ
- 資料 2-1-3 : 消費者基本計画工程表に係る意見 (意見の求めに対する回答) について…………… 47 ページ

(建議・提言・意見・報告書等関連)

- 資料 2-2-1 : 特定商取引に関する法律施行令の一部改正についての答申 (金融商品取引法改正関係) …………… 49 ページ
- 資料 2-2-2 : 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正についての答申 (ZEH 水準等級の創設) …………… 51 ページ
- 資料 2-2-3 : 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正についての答申 (消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律関係) …………… 52 ページ
- 資料 2-2-4 : 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見…………… 53 ページ

資料 2-2-5 : 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正についての答申（戸建住宅に係る ZEH 水準を上回る等級の創設）	61 ページ
資料 2-2-6 : 食品表示基準の一部改正に係る答申について	62 ページ
資料 2-2-7 : 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の変更についての答申	75 ページ
資料 2-2-8 : デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書	76 ページ
資料 2-2-9 : 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ中間取りまとめ	139 ページ
(その他)	
資料 2-3-1 : 第 28 回「消費者問題シンポジウム（オンライン開催）」実施報告	186 ページ

消費者委員会の権限規定について

【企画立案】

令和4年6月1日最終更新

権限内容		根拠規定	概要	
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。	
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。	
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針（基本方針）を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。	
		消費者安全法 第7条第2項、第3項	都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断しなければならない。	
		消費者教育推進法 第9条第5項	内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		食品安全基本法 第21条第2項	内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成しなければならない。	
	意見聴取	表示基準等の策定	食品表示法 第4条第2項	内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
			食品衛生法 第19条第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供し又は営業上使用する容器包装等の表示の基準を定めることができる。
JAS法 第59条第3項			内閣総理大臣は、飲食物品以外の農林物資の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。	
家庭用品品質表示法 第11条			内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第3条、第6条第1項			内閣総理大臣は、①表示・景品類の指定等、②景品類の制限・禁止等、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定等をしようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第26条第3項			内閣総理大臣は、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
政令の制定等		預託法 第28条	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。	
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。	
		議決	住宅品質確保法 第3条第4項	国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
その他	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。		
	公益通報者保護法 第11条第5項	内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。		
	預託法 第11条第2項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認（物品又は特定権利の種類ごとに、売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新により、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことについての確認）をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。（勧誘等を行う前の「確認」）		
	預託法 第14条第4項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認を受けた物品又は特定権利に係る売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新が、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約の締結又は更新する目的に照らして、顧客の財産上の利益が不当に侵害するものでないこと等の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。（契約の締結又は更新前の「確認」）		

【執行】

権限内容		根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第43条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。	
意見聴取	消費者安全法 第40条第7項	内閣総理大臣が、重大生命身体被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認め、事業者に対して命令をしようとするときには、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	消費者安全法 第41条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	

消費者委員会委員名簿

(令和4年8月現在)

青 木 秀 子	花王株式会社常勤監査役
飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授
生 駒 芳 子	ファッション・ジャーナリスト 一般社団法人日本エシカル推進協議会会長
○ 受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
大 石 美 奈 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会前代表理事・前副会長
木 村 た ま 代	主婦連合会事務局長
黒 木 和 彰	弁護士
◎ 後 藤 卷 則	早稲田大学大学院法務研究科教授
清 水 か ほ る	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長
星 野 崇 宏	慶應義塾大学経済学部教授

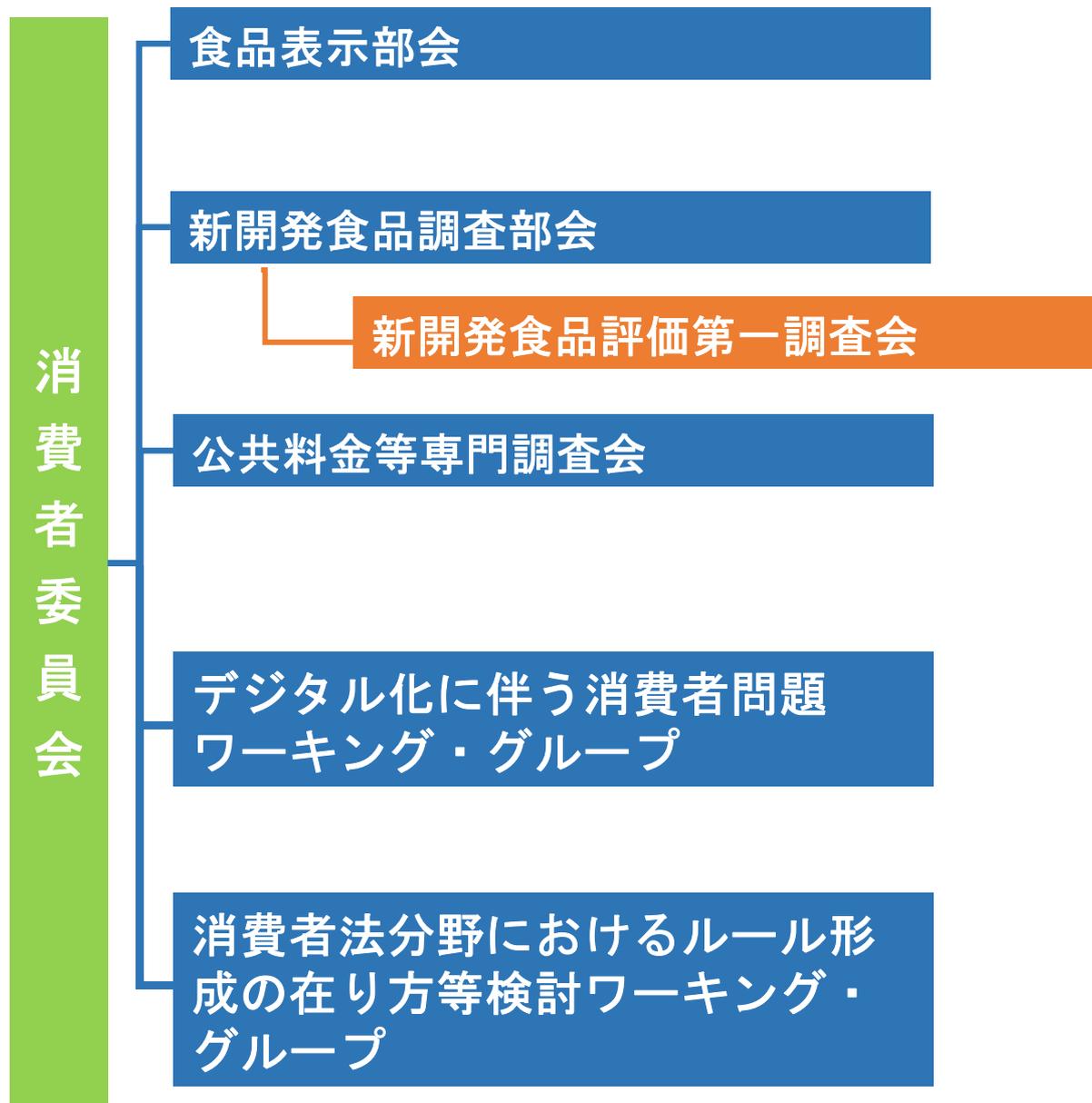
以上10名

(五十音順・敬称略)

(注) 1. ◎は委員長、○は委員長代理。

2. 受田浩之委員、大石美奈子委員、後藤卷則委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

消費者委員会の審議体制（第7次）



令和4年8月現在

（注）上記に記載していない下部組織についても必要に応じて随時設置。

消費者委員会 食品表示部会 委員名簿

(部会長)

受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
青 木 英 紀	日本チェーンストア協会食品委員会委員
穂 山 浩	星薬科大学薬品分析化学研究室教授
阿 部 絹 子	公益社団法人日本栄養士会常務理事
生 駒 芳 子	ファッション・ジャーナリスト、一般社団法人日本 エシカル推進協議会副会長
石 川 純 子	消費者力支援研究所理事長
今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
監 物 南 美	女子栄養大学出版部『栄養と料理』編集委員
澤 木 佐 重 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
菅 聡 一 郎	弁護士
清 古 愛 弓	全国保健所長会副会長
田 中 弘 之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
戸 谷 亨	一般社団法人日本農林規格協会会長
野々内 さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会理事
前 田 え り	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんな の会理事長
湯 川 剛 一 郎	一般社団法人食品表示検定協会理事長、技術士
渡 邊 健 介	一般財団法人食品産業センター参与

(令和3年12月6日時点)

以上17名

消費者委員会 新開発食品調査部会
委員名簿

(部会長)	受田 浩之	高知大学理事、副学長
(部会長代理)	木村 たま代	主婦連合会事務局長
	朝倉 敬子	東邦大学医学部准教授
	石見 佳子	東京農業大学総合研究所教授
	北嶋 聡	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部長
	木戸 康博	甲南女子大学医療栄養学部医療栄養学科教授
	監物 南美	女子栄養大学出版部『栄養と料理』編集委員
	多賀 昌樹	和洋女子大学家政学部准教授
	竹内 淑恵	法政大学経営学部教授
	田中 弘之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
	辻 典子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	武士俣 淑恵	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部食部会副会長・食生活委員
	前田 えり	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会理事長
	松藤 寛	日本大学生物資源科学部教授
	吉池 信男	公立大学法人青森県立保健大学理事長・学長
	吉田 博	慈恵大学理事、東京慈恵会医科大学附属柏病院病院長・教授

(令和4年6月21日時点)

以上16名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

(座長)

石見佳子	東京農業大学総合研究所教授
稲野彰洋	福島県立医科大学附属病院臨床研究センター特任教授
上原万里子	東京農業大学応用生物科学部教授
佐藤恭子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部食品添加物指定等相談センター特別研究員
佐藤淳子	順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学准教授
辻典子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
八村敏志	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
山内淳	東京農業大学国際食料情報学部教授
山岡和枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科客員教授

(令和4年5月18日時点)

以上9名

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

令和3年12月20日現在

	氏名	所属
(座長)	野村 宗訓	関西学院大学経済学部教授
(座長代理)	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事 特定非営利活動法人消費者スマイル基金事務局長
	後藤 美香	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	坪田 郁子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	寺田 一薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

以上8名

※ 座長、座長代理を除き五十音順・敬称略

※ なお、消費者委員会の大石美奈子委員、星野崇宏委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

消費者委員会
デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ
構成員・オブザーバー

■構成員

	氏名（敬称略）	所属
（座長）	後藤 巻則 <small>ごとう まきのり</small>	早稲田大学大学院法務研究科教授
（座長代理）	飯島 淳子 <small>いじま じゅんこ</small>	東北大学大学院法学研究科教授
	清水 かほる <small>しみず かほる</small>	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長

■オブザーバー

氏名／団体名（敬称略）	所属
大石 美奈子 <small>おおいし みなこ</small>	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談員協会前代表理事・前副会長
黒木 和彰 <small>くろき かずあき</small>	弁護士
板倉 陽一郎 <small>いたくら よういちろう</small>	ひかり総合法律事務所パートナー弁護士
丸山 絵美子 <small>まるやま えみこ</small>	慶應義塾大学法学部教授
万場 徹 <small>まんば とおる</small>	公益社団法人日本通信販売協会専務理事
独立行政法人 国民生活センター <small>どくりつぎょうせいほうじん こくみんせいかつ</small>	
一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 <small>いっぽんしゃだんほうじん りょうかんめいせいびきこう</small>	

※消費者委員会委員→有識者（個人）→有識団体の順で、それぞれ50音順に記載

消費者委員会
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ
構成員・オブザーバー

■構成員

	氏名（敬称略）	所属
(座長)	後藤 卷則 <small>ごとう まきのり</small>	早稲田大学大学院法務研究科教授
(座長代理)	黒木 和彰 <small>くろき かずあき</small>	弁護士
	木村 たま代 <small>きむら たまよ</small>	主婦連合会事務局長

■オブザーバー

	氏名（敬称略）	所属
	大石 美奈子 <small>おおいし みなこ</small>	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談員協会前代表理事・前副会長
	川出 敏裕 <small>かわいで としひろ</small>	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中川 丈久 <small>なかがわ たけひさ</small>	神戸大学大学院法学研究科 教授
	丸山 絵美子 <small>まるやま えみこ</small>	慶應義塾大学法学部教授
	山本 和彦 <small>やまもと かずひこ</small>	一橋大学 法学部教授

第 7 次消費者委員会（令和 3 年 9 月～令和 4 年 8 月）開催実績

本会議開催実績：25 回（このほか委員間打合せを 30 回開催）

	日 付	議 題
令和 3 年		
第 352 回	9 月 7 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉川内閣府大臣政務官御挨拶 ・ 田和内閣府事務次官御挨拶 ・ 井上内閣府審議官御挨拶 ・ 消費者委員会委員紹介 ・ 委員長の互選 ・ その他
第 353 回	10 月 4 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者契約法について（消費者契約に関する検討会報告書に係るヒアリング） ・ その他
第 354 回	10 月 14 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年年齢下げについて（成年年齢下げへの取組に関するヒアリング） ・ その他
第 355 回	10 月 18 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法について（特定商取引に関する法律施行令の一部改正について）
第 356 回	10 月 25 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者裁判手続特例法について（消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書に係るヒアリング） ・ 公益通報者保護法について（公益通報者保護法指針の解説に係るヒアリング）
第 357 回	11 月 5 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年年齢下げについて（若年層の消費生活相談の現状についてヒアリング）
第 358 回	11 月 12 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若宮内閣府特命担当大臣御挨拶 ・ 住宅品質確保法について（日本住宅性能表示基準等の改正） ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（特定商取引法の契約書面等の電子化・執行強化等） ・ その他
第 359 回	11 月 19 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律について）
第 360 回	12 月 2 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤池内閣府副大臣、宮路内閣府大臣政務官御挨拶 ・ 通信分野の消費者保護について（消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2021 に係るヒアリング） ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（消費生活相談等の消費者行政のデジタル化）

	日 付	議 題
第 361 回	12 月 17 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法について（特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正等について） ・ 成年年齢引下げについて（成年年齢引下げに向けた意見案について） ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表改定に向けての意見案について） ・ その他（消費者委員会の部会・専門調査会について）

	日 付	議 題
令和 4 年		
第 362 回	1 月 13 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引 DPF 消費者保護法について（施行令案等のヒアリング）
第 363 回	1 月 28 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅品質確保法について（日本住宅性能表示基準の改正） ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（食品表示制度の適切な運用等） ・ ワーキング・グループの設置について ・ その他
第 364 回	2 月 2 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（地方消費者行政の充実強化） ・ その他
第 365 回	2 月 10 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（高齢者等の消費者問題への対応） ・ その他
第 366 回	2 月 18 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（エシカル消費の普及啓発）
第 367 回	3 月 3 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（アフィリエイト広告等に関する検討会報告書）
第 368 回	3 月 10 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表の改定素案について）
第 369 回	3 月 17 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者契約法及び消費者裁判手続特例法について（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案）
第 370 回	3 月 31 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見案について） ・ その他
第 371 回	4 月 22 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新未来創造戦略本部の取組について
第 372 回	4 月 28 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法について（特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会ワーキングチーム）

	日 付	議 題
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示について（アサリの産地表示適正化） ・ その他
第 373 回	6 月 10 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表の改定案について）
第 374 回	6 月 17 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法について（景品表示法第 26 条第 2 項に基づく指針の改正） ・ 消費者白書について
第 375 回	6 月 24 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談のデジタル化について（消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン 2022）
第 376 回	8 月 4 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育について（「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直し） ・ その他